

第3章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為事件の概況

令和6年中の係属件数は、新規2件（対前年比2件増）である。
令和6年中に終結したものはなかった。

不当労働行為救済申立事件の係属・終結状況

(単位：件)

年		2	3	4	5	6
係属 状況	前年繰越	3	4	2	2	
	新規	1	1			2
	審査の再開					
	計	4	5	2	2	2
終結 状況	命令・決定				2	
	和解		2			
	取下げ		1			
	計		3		2	
翌年繰越		4	2	2	0	2

1 新規申立状況

労働組合法第7条該当号別の新規申立状況は、次表のとおりである。

7条該当号別新規申立状況

(単位：件)

7条該当号	2	3	4	5	6
1					
2		1			1
3					
4					
1・2	1				
1・3					1
1・4					
2・3					
2・4					
3・4					
1・2・3					
1・2・4					
1・3・4					
2・3・4					
1・2・3・4					
計	1	1			2

〔注〕

1号...不利益取扱い 2号...団交拒否
3号...支配介入 4号...報復的不利益取扱い

2 事件終結状況

労働組合法第7条該当号別の終結状況は、次表のとおりである。

7条該当号別終結状況

(単位：件)

7条該当号	年 終結区分	2	3	4	5	6
1	命令・決定				2	
	和解		1			
	取下げ		1			
	計		2		2	
2	命令・決定				2	
	和解		2			
	取下げ		1			
	計		3		2	
3	命令・決定				1	
	和解		1			
	取下げ					
	計		1		1	
4	命令・決定					
	和解					
	取下げ					
	計					

〔注〕件数は延件数である。

3 終結事件処理状況

令和6年中に終結したものはなかった。

終結区分別平均処理日数

(単位：日)

区 分 \ 年	2	3	4	5	6
命 令 ・ 決 定				1360	
和 解		517			
取 下 げ		388			
総 平 均		474		1360	

処理日数区分別状況

(単位：件)

区 分 \ 年	2	3	4	5	6
1 日 から 30 日 まで					
31 日 から 100 日 まで		1			
101 日 から 200 日 まで					
201 日 から 300 日 まで					
301 日 から 400 日 まで		1			
401 日 から 500 日 まで					
501 日 から		1		2	

4 業種別不当労働行為事件数

業種別の係属事件数は、次表のとおりである。

業種別不当労働行為事件数

(単位：件)

業種 \ 年	2	3	4	5	6
農業、林業					
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業					1
製造業	1(1)	1(1)			
化学工業					
非鉄金属製造業					
生産用機械器具製造業	1(1)	1(1)			
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業					
道路旅客運送業(ハイ・タク)					
道路貨物運送業					
水運業					
郵便業(信書便事業を含む)					
卸売業、小売業	1	1(1)			
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業		1			
宿泊業、飲食サービス業					
生活関連サービス業、娯楽業					
娯楽業					
教育、学習支援業(自動車教習所を含む)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	
医療、福祉					1
医療業					
社会保険・社会福祉・介護事業					1
複合サービス事業					
サービス業					
職業紹介・労働者派遣業					
公務					
分類不能の産業					
計	4(3)	5(4)	2(2)	2(2)	2

〔注〕 1 ()は前年繰越分で内数である。

2 業種は日本標準産業分類に基づく分類である。

第2節 不当労働行為事件一覧表

事件 番号	申立人	申 立 年月日	終 結 年月日	申 立 該当号	申立内容	終結 区分	審査 委員	参与委員		処理 日数
								労	使	
令和 6 年 第 1 号	組合	6. 3. 21	—	1 3	不利益取扱い 是正 支配介入禁止 謝罪文の掲示 及び交付	—	(長) 大野 ・ 重松	中塚	土岐	係属中
令和 6 年 第 2 号	組合	6. 6. 13	—	2	誠実団交実施	—	(長) 武智 ・ 小田	菊川	柴田	係属中

第3節 不当労働行為事件の概要

○令和6年（不）第1号事件

1 当事者

申 立 人 A労働組合

被申立人 一般財団法人B

2 申立及び終結状況

令和6年3月21日 令和6年（不）第1号事件申立て

3 審査委員

(長) 大野圭介 重松大輔

4 参与委員

(労) 中塚広之 (使) 土岐正和

5 申立人の請求する救済内容（法第7条1・3号）

- (1) 被申立人は、申立人組合員に対し、令和6年3月31日付けで行った解雇を取り消し、次の措置を講じなければならない。

ア 原職に復帰させること。

イ 令和6年3月31日の翌日から原職に復帰するまでの間に、申立人組合員が受けるはずであった賃金相当額に年3分の割合による金員を加算して支払うこと。

ウ イの金額の算定に当たっては、令和6年3月31日までの直前3か月間に同

人に支給した月例賃金の平均額に、16,000 円を加算した金額を用いること。

- (2) 被申立人は、申立人組合員に対し、令和 5 年 4 月分以降の月額 11,000 円の C 手当の増額不履行及び同年同月分以降の月額 5,000 円の D 手当の不支給をなかったものとして取り扱い、同月分以降の前記各手当に年 3 分の割合による金員を加算して支払わなければならない。

- (3) 謝罪文の掲示及び交付

6 申立人の主張（概要）

- (1) 労働組合法第 7 条第 1 号（不利益取扱い）関係

次に掲げる行為は、被申立人の申立人組合員に対する労働組合法第 7 条第 1 号の不当労働行為に該当する。

ア 被申立人が、申立人と第 1 回団体交渉を行った直後に、令和 5 年 4 月分給与から予定されていた申立人組合員の C 手当の増額の不履行を決定したこと。

イ 被申立人が、第 1 回団体交渉時に既に受給していた D 手当について、令和 5 年 4 月分給与からの不支給を決定したこと。

ウ 被申立人が、令和 6 年 3 月 31 日付けで、申立人組合員を解雇したこと。

- (2) 労働組合法第 7 条第 3 号（支配介入）関係

前記(1)ア～ウに掲げる被申立人の行為は、被申立人の申立人に対する労働組合法第 7 条第 3 号の不当労働行為に該当する。

7 被申立人の主張（概要）

本件申立てをいずれも棄却するとの命令を求める。

- (1) 被申立人が、令和 5 年 4 月以降、申立人組合員の C 手当を増額しなかったこと及び D 手当を不支給としたことは、いずれも正当な理由により決定したものであり、申立人組合員の労働組合加入を理由とするものではなく、不当労働行為（不利益取扱い）に該当しない。
- (2) 被申立人は、令和 6 年 3 月 31 日をもって解散し、最小限の経費で清算業務を行う必要があることから申立人組合員を解雇したものであり、組合員であることを理由に解雇したのではなく、不当労働行為（不利益取扱い）に該当しない。
- (3) 前記(1)及び(2)に記載のとおり、被申立人は、唯一の組合員の排除による労働組合の弱体化を企図したものではないことから、不当労働行為（支配介入）には該当しない。

8 審査概要

調査回数	審問回数	証人等		処理日数
		申立人側	被申立人側	
5 回	—	—	—	係属中

○令和6年（不）第2号事件

1 当事者

申立人 E労働組合

被申立人 株式会社F

2 申立及び終結状況

令和6年6月13日 令和6年（不）第2号事件申立て

3 審査委員

（長）武智雅子 小田敬美

4 参与委員

（労）菊川 泰 （使）柴田智恵

5 申立人の請求する救済内容（法第7条2号）

被申立人は、申立人組合から申入れのあった団体交渉に応じなければならない。

6 申立人の主張（概要）

被申立人は、退職した組合員らに対し、賃金を支払わず、さらに、請負契約の受託者として負うべき善管注意義務に違反したとして損害賠償請求を行った。

被申立人と組合員らの関係は雇用契約であり、組合員らの責めによる損害発生の実事もないことから、申立人は、損害賠償請求の撤回と未払賃金の請求等を交渉事項として団体交渉を申し入れたが、被申立人は団交に応じていない。

被申立人の行為は、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

7 被申立人の主張（概要）

被申立人は、不当労働行為手続の中での和解を希望する。

被申立人としては、組合員らに業務を外注している認識であり、組合員らと孫請け業者とのトラブルなどにより工事が遅延し、それを解消するために被申立人が経済的な損害を被ったことから、組合員らに損害賠償請求を行った。

8 審査概要

調査回数	審問回数	証人等		処理日数
		申立人側	被申立人側	
2回	—	—	—	係属中

第4節 再審査事件

1 概 況

令和6年中の再審査事件の係属件数は、令和5年からの繰越2件で、翌年に繰越されている。

2 事件一覧表

初 審 事件番号	命令交付 年 月 日	再 審 査 事件番号	再審査 申立人	再 審 査 被申立人	再審査申立 年 月 日	審査 状況
31年1号 元年3号	5. 2. 28	5年7号	X組合	学校法人Y 1	5. 3. 9	係属中
31年1号 元年3号	5. 2. 28	5年8号	学校法人Y 1	X組合	5. 3. 14	係属中

3 事件の概要

○令和5年（不再）第7号事件

1 当事者

再審査申立人	再審査被申立人
X組合	学校法人Y 1

2 再審査申立及び終結状況

令和5年3月9日 再審査申立て 係属中

3 初審命令不服の要点

初審命令主文第2項を取り消し、次の内容の命令を求める。

- (1) 再審査申立人の請求する救済の内容（初審命令理由第1の2）について、初審命令が不当労働行為の成立を否定した部分についても不当労働行為を認定する。
- (2) 不誠実団交の救済方法として、初審命令主文第1項記載の文書の手交に加えて交渉態度の是正を命じる。
- (3) 再審査被申立人は、縦1メートル、横1.5メートルの白紙に楷書で謝罪文を記載し、再審査被申立人の正面玄関の見やすい場所に、命令書の写しの交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲示を継続しなければならない。

4 初審命令不服の理由（要旨）

- (1) A2に対する休日・深夜勤務申請書・報告書の受付拒否について

ア 休日・深夜勤務申請については、再審査被申立人が策定した「就業のしおり」に基づき、所属長である学部長及び理事長の決裁においてその拒否が判断されなければならないところ、上記受付拒否が、A 2 が組合に加入した直後から発生している点について何ら検討されていない。再審査被申立人は、再審査申立人が申し入れた団体交渉にも不誠実な対応に終始していることから、初審命令が不当労働行為意思を認めなかったのは不当である。

イ 深夜休日労働許可制について、労働基準監督署が無効と明言していなかったという理由だけでは、不当労働行為該当性を否定し得るものではない。

(2) 再審査被申立人が A 2 や再審査申立人に対して注意書等を発出したことについて

ア 事実上の措置では、「格別厳しい場合」に該当しなければ不利益性が認められないとしたことは、愛媛県労委独自の判断規範である。再審査被申立人が、A 2 への注意書等を発出したことは、懲戒処分の前段階と位置付けられるべきものであり、不利益性が認められる。また、再審査申立人に対しても、組合活動を牽制し、抑制しようとしたものと言わざるを得ず、組合活動一般に対して制約的効果が認められることから、不利益性が認められる。

イ 初審命令は、就業規則を根拠とする合理的な理由に基づき注意書が発出されたものであるとするが、同理由だけで不当労働行為該当性を否定し得るものではなく、(1)アに記載のとおり、不当労働行為意思は認められる。

(3) B 2 常務理事が申立てたハラスメント申立てとハラスメント認定について

ア ハラスメント申立ての不当労働行為該当性を判断するにあたっては、その内容自体に合理的根拠が認められるかが問題となるところ、その内容の当否について一切言及がなされておらず、判断に遺漏がある。

イ 初審命令は、A 2 が懲戒処分を受ける可能性が確定するのはハラスメント認定を受けてからであり、B 2 常務理事が自らの権利利益の回復のために所定の制度を用いることは正当な権利行使の方法であるなどとして、「受忍の限度」を超えた不利益とまでは認められないとして不利益性を否定したが、不利益性の判断規範として「受忍の限度」を超えるものか否かというのは、愛媛県労委独自の判断規範である。

ウ B 2 常務理事は、個人的立場においてハラスメント申立てを行ったもので、不当労働行為意思が認められないとしているが、ハラスメント申立て自体が不合理であったこと、再審査申立人が申し入れた団体交渉にも応じていないこと等を踏まえれば、組合活動を抑制するために再審査被申立人常務理事の立場でハラスメント申立てをしたというべきである。

エ ハラスメント認定の不当労働行為該当性を判断するにあたっては、A 2 や再審査申立人の組合活動の故をもってなされたものであるか検討する必要があるが、初審命令では、手続の相当性や透明性の程度との事情のみ抽出して検討

するにとどまり、ハラスメント認定の合理性や団体交渉の経緯・結果などの事情について検討されていない。また、ハラスメント防止委員会は、再審査被申立人常務理事やその関係者が審議に直接参加するなど、公正さや中立性の担保がなされていたとはいえないにもかかわらず、再審査申立人がハラスメント防止委員会の手続に関与することの是非のみに問題をすり替えて判断しており不当である。

オ 初審命令は、支配介入行為該当性について、支配介入意思を基礎づける事実がないなどと指摘するが、本事案において、支配介入行為の成立に支配介入意思を要求したことは、愛媛県労委独自の規範と言わざるを得ず、理由がない。

(4) 不誠実団交について

ア 実質的な交渉権限を有しない者が交渉担当者となっていたのであるから、交渉議題に関わらず、再審査被申立人は、誠実交渉義務を尽くさなかったというべきである。

イ 教職員会は労働組合的な役割を担わされ、労働条件にかかる協議をするなどしていたのであるから、これと比して再審査被申立人を差別的に取り扱っても良いとする理由はなく、中立保持義務違反の問題は回避し得ない。

ウ 再審査被申立人は、団体交渉の場での発言を合理的理由も説明せずに撤回したり、就業規則等で規定されているなどの形式的な回答に終始して実質的理由を述べなかったり、再審査申立人が団体交渉事項として協議を申し入れているにもかかわらずこれを無視して手続きを進めるなどしていたのであるから、初審命令が不誠実団交の一部を否定したことには不当である。

○令和5年（不再）第8号事件

1 当事者

再審査申立人	再審査被申立人
学校法人Y 1	X組合

2 再審査申立及び終結状況

令和5年3月14日 再審査申立て 係属中

3 初審命令不服の要点

初審命令主文第1項を取り消し、当該箇所に係る救済申立てを棄却する、との命令を求める。

4 初審命令不服の理由

追って主張する。

第5節 不当労働行為事件の審査の目標期間、並びに審査の目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況(労働組合法第27条の18関係)

1 審査の目標期間

当委員会における不当労働行為事件の審査は、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内に命令を発することを目標に実施する。

(平成17年1月14日第1112回公益委員会議決定)

2 審査の目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況

前記第1節ないし第3節に記載のとおりである。

〔 参 考 〕

不当労働行為の審査のながれ

